



2019年6月18日

各 位

会 社 名 大和ハウス工業株式会社
(コード番号:1925 東証第一部)
代 表 者 代表取締役社長 芳井敬一
問 合 せ 先 執行役員広報企画室長 中尾剛文
(TEL. 06 - 6342 - 1381)

戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する 不適合等についての原因究明及び再発防止策について

弊社は、戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等の事実が判明したことを受け、4月26日、社外監査役と社外の専門家で構成される外部調査委員会に、事実関係の調査（弊社調査の妥当性、関係書類の調査、関係者への聴取等）、原因分析、及び再発防止策の提言を依頼いたしました。

弊社は外部調査委員会より「調査報告書（以下、最終報告書）」を6月17日、受領しました。

また、本日（6月18日）開催の取締役会において、外部調査委員会の調査報告書を踏まえた再発防止策を決議いたしました。あわせて、弊社の再発防止策を外部調査委員会の最終報告書とともに国土交通省に提出いたしました。

なお、本日公表しました独立基礎の仕様の不適合が新たに判明した物件につきましては、既報告分と同様、第三者機関に安全検証を依頼しております。検証結果がまとまり次第、追加のご報告をさせていただきます。

このたびは、弊社の建築基準に関する不適合等により、お客様ならびにご入居者様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社は、今般の建築基準に関する不適合等につきまして、今後このような事態が二度と発生しないよう、再発防止策を着実に実行してまいります。

記

■戸建住宅・賃貸共同住宅における建築基準に関する不適合等についての原因究明及び再発防止策

1. 今回の不適合問題の概要

(1) 防火安全性が不十分な恐れ、及び柱の仕様の不適合

弊社が建設した賃貸共同住宅のうち、2階外部片廊下を支えるL字型受柱を採用した物件は、建築基準法・消防法及び関係条例において主要構造部を準耐火構造として建設する場合、主要構造部に防耐火措置を施さなければなりません。設計担当者は弊社の標準仕様とは異なる防火安全性が不十分な恐れがある仕様でL字型受柱の設計を行い、そのまま施工しました。

また、弊社の住宅商品の多くは建築基準法に基づき、予め設計内容について型式適合認定を受け、型式部材等製造者認証を取得していますが、設計担当者は型式適合認定を受けた仕様を十分確認せず、L字型の受柱が型式適合認定を受けた仕様と誤認したうえ、一般的な建築確認申請の手続きを省略して設計を行い、型式適合認定と異なる仕様で施工しました。

(2) 独立基礎の仕様の不適合

弊社の戸建住宅・賃貸共同住宅は、基礎構造の一部に独立基礎を用いますが、表層改良地盤での独立基礎、凍結深度が設定された地域での独立基礎、及び敷地内に高低差がある敷地での独立基礎において、設計担当者は建物に設置した独立基礎の仕様（高さ）が型式適合認定を受けた仕様とは異なる設計を行い、そのまま施工してしまいました。

2. 外部調査委員会によって明らかになった原因

2019年6月17日、外部調査委員会より最終報告書「調査報告書」を受領し、事実関係の調査、及び原因分析による調査結果として、下記の型式適合認定制度に関する原因が提示されました。

■各問題の原因分析結果（ポイント）

<p>【主たる原因 1】 法令遵守体制の運用上の問題</p>
<p>型式適合認定制度について、事業所の設計担当者の理解が不十分な状態を解消しなかった。</p>
<p>【主たる原因 2】 事業所と本社とのコミュニケーション不足</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・現場の声が届いていなかったため、様々な独立基礎の高さを許容する型式適合認定の申請を行わなかった。 ・本社の認識不足により、独立基礎の高さが型式適合認定チェックシートのチェック項目となっていなかった。 ・関東エリアにおけるL字型受柱の必要性を認識できず、型式適合認定の申請を行わなかった。
<p>【主たる原因 3】 設計図書作成のプロセスの問題</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・設計者が標準外の独立基礎を選択したことが、生産段階のCAD上で表示されない仕組みとなっていた。 ・L字型受柱が標準外仕様であることが生産段階のCAD上で表示されていたが、その情報が有効活用されなかった。

3. 今回の不適合問題を踏まえた再発防止策

弊社は外部調査委員会の提言を受け、7つの対策基本方針と対策施策を含めた下記の再発防止策を新たに講じ、着実に実行します。

■再発防止策の対策基本方針と対策施策

【対策基本方針1】 全社的な設計業務に関する法令遵守体制の再構築
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令に関する法令遵守体制の再構築 ・社長直轄部門として独立した（仮称）法令遵守・品質保証推進本部を設置
【対策基本方針2】 型式適合認定制度に関する社内資格制度の導入
・型式適合認定制度に関する社内資格制度等の導入と設計担当者の適正な配置
【対策基本方針3】 リスク情報の伝達機能の強化
・型式適合認定制度をはじめとする建築関係法令に関するリスク情報を社内に伝達する仕組みの強化
【対策基本方針4】 社内監査機能の強化
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令の社内監査体制の強化
【対策基本方針5】 事業所の法令遵守状況に対する適正評価
・型式適合認定制度をはじめとする建築関連法令の遵守状況について、事業所の業績評価に反映する
【対策基本方針6】 本社・事業所間の情報共有の強化、教育の再徹底
・本社と事業所の情報伝達機能の強化、本社と事業所間のコミュニケーションの強化を図るため、全社に対し改めて法令遵守教育を実施
【対策基本方針7】 社内チェック機能の強化
【対策施策】 ・社内の標準的な設計ルール（設計要項）＝標準仕様の再整備 ・型式適合チェック体制を強化する設計プロセスの改善 ・BIMによる法令適合チェック機能の強化 ・設計図書の長期保管が可能な仕組み（再構築）

以 上

■お問い合わせ窓口

大和ハウス工業株式会社 不適合対策室

電話番号：フリーダイヤル 0120 - 032 - 661 （受付時間：A.M9:00 ～ P.M6:00 無休）

※受付時間外（P.M6:00 ～ A.M9:00）は「休日・夜間受付対応」が受付し、翌日に不適合対策室より連絡いたします

報道関係者のお問合せ先		
広報企画室	広報グループ	06 (6342) 1381
	東京広報グループ	03 (5214) 2112